

和田委員資料

第6回「地方公共団体における推進体制の整備等」【5条、24条】

「関係機関の人的・物的体制の整備等」【18条、19条】

埼玉県立精神医療センター 和田 清

薬物依存症者に関わってきた経験、及び、薬物依存症民間「回復」支援施設に「出入り」してきた経験から、以下の点を述べさせていただきたいと思います。

今回のテーマは、本検討会から見れば、「再犯防止推進計画等」のための「地方公共団体における推進体制の整備等」、「関係機関の人的・物的体制の整備等」ということになるわけですが、現場と言おうか、地域という視点で言えば、刑事司法という枠とは別の、飲酒・薬物問題、高齢問題、障害問題、生活困窮問題、不良交友問題、家庭問題、学校問題等という個別の問題に対する策の結果としての「再犯」であり、「再犯」は、個々の問題に対する取り組みの評価指標であるという面を有していると考えます。

そこで重要なのは、総論的に「国及び地方公共団体は、・・・連携を図らなければならない」のはもちろんですが、個別の問題に対する具体的な取り組みに対する「連携」であり、同時に「Good Practice」の提示と推進だろうと思います。

この視点に立った、各論的取り組みを提示して、取り組んでいくことが重要かと思いません。

以上です。